

ケース・ブック

2017-2020

2018 年補遺版

変更および追加の概要

ケース 78 は変更されており、その結果他艇を妨害または遅らせるような戦術は、その艇のその大会における最終順位を良くするとの妥当な可能性がある戦術に限られる。欄外のマーキングは、変更されている箇所を示す。

新しいケース 141、142、143 は、2018 年よりケース・ブックに追加されている。それらは、2017 年 11 月に行われた World Sailing の年次総会にて採り上げられたものに基づいている。

注記：もうひとつの新しいケース 144 は現在まだ検討中である。これは、2017 年 11 月に修正を条件に承認され、その修正版を承認するために、World Sailing Racing Rules Committee(RRC)による投票が行われる。このケースの修正が完了し、RRC により承認された場合には、この補遺版に含む改訂として発行される。

ケース 78

規則 2 公正な帆走

規則 41 外部の援助

規則 69.1 (a) 不正行為の申し立て：不正行為を犯さない義務、解決

ワンデザイン、またはハンディキャップもしくはレーティング・システムに基づきレースをする艇のいずれかのフリート・レースにおいて、艇は、そのレースで他艇を明らかに妨害し、進行を遅らせる戦術を用いることができる。ただし、そうすることで規則 2 に基づき抗議された場合には、プロテスト委員会により、その戦術がその大会での最終順位を良くするという妥当な可能性があったと認定される場合に限る。ただし、そのような戦術を用いている間に意図的に規則に違反した場合には、その艇は規則 2 に違反しており、規則 69.1(a)に違反している可能性がある。

【質問 1 への事実】

ワンデザイン艇のフリート・レースで、艇 A は、そのレースで B を明らかに妨害し、進行を遅らせる戦術を用いた。その戦術を用いている間、A は、規則 2 または規則 69.1(a)違反の可能性を除くどの規則にも違反しなかった。B は規則 2 に基づき A を抗議した。

【質問 1】

以下のどの状況で、A の戦術はスポーツマンらしくなく、規則 2 または 69.1(a)に違反したと考えられるか？

- (a) A の戦術は、A の大会での最終成績を良くするとの妥当な可能性があったと、プロテスト委員会は認定した。
- (b) A の戦術は、A が他の大会への出場権を得る可能性を高めるとの妥当な可能性はあったが、その大会の最終成績を良くするものではなかったと、プロテスト委員会は認定した。
- (c) A の戦術は、A がナショナル・チームに選出される可能性を高めるとの妥当な可能性があったが、その大会の最終成績を良くするものではなかったと、プロテスト委員会は認定した。
- (d) A と第 3 の艇 C が、C にとってメリットのある戦術を取ることによって両者が合意しており、A の戦術が、C の大会での最終成績を良くするとの妥当な可能性があったと、プロテスト委員会は認定した。
- (e) A が、スポーツとは無関係の理由で、B のレースまたはシリーズでの得点を悪くさせようとしていたと、プロテスト委員会は認定した。

【回答 1】

状況(a)は、A の行動にはスポーツらしい理由があるので、一般に認められているスポーツマンシップとフェア・プレーの原則に従っている。

状況(b)と(c)は、A は規則 2 違反であり、かつ規則 69.1(a)違反の可能性がある。

状況(d)では、A と C は規則 2 違反であり、かつ規則 69.1(a)違反の可能性がある。加えて、規則 41 により禁止される援助を A から受けた事により、C は規則 41 違反でもある。

状況(e)では、A の行動には、もっともなスポーツらしい理由がなく、一般に認められているスポーツマンシップとフェア・プレーの原則に明らかに違反しているので、規則 2 違反であり、かつ規則 69.1(a)違反の可能性がある。

【質問 2】

両艇がハンディキャップまたはレーティング・システムでレースしていて A が B より速い、もしくは操船性が高い場合、質問 1 への回答は変わるか？

【回答 2】

変わらない。

【質問 3】

そのレースで B の進行を明らかに妨害し、遅らせる戦術を用いている間に、A が意図的に規則違反をした場合、質問 1 への回答は変わるか？

【回答 3】

変わる。艇が意図的に規則違反した場合はいつでも、規則 2 違反でもあり、かつ規則 69.1(a)違反の可能性がある。

USA 1991/282、2009 年、2013 年、2018 年に World Sailing により改訂

ケース 141

第 2 章前文

規則 36 再レースまたは再スタートのレース

規則 44.1(b) ペナルティーの履行 ; インシデント時のペナルティー

規則 60.3(a)(1) 抗議の権利、救済要求の権利、または規則 69 の処置

規則 61.1(a)(4) 抗議の要件 ; 被抗議者に伝えること

規則 63.5 抗議または救済要求の有効性

「重大な損傷」にある、用語「重大」の解釈。

【質問】

「重大な損傷」が用いられた場合、「重大」には競技規則上特別な意味があるか？

【回答】

ない。「重大」という用語は、*セーリング競技規則*(RRS)では定義されていない。序文の中の用語の節には、「他の単語および用語は、海事用語または一般用語として通常理解される意味で用いられている。」と記載されている。一般用語としての理解とあるので、「重大な損傷」の句に「重大」が用いられる場合、その用語の意味は、危険やリスクの可能性があること、悪い結果をもたらす潜在性があること、不安原因を与えること、または著しい程度または大きさ、これらいずれかのために重要であるという事である。

これは、プロテスト委員会がインシデントにより損傷が起こったと認定した事実にて結論付けた場合、上記4つの基準に該当するかどうかを考慮しなければならないということを示唆しており、そしてそうである場合には、その損傷は「重大」と結論付けるとよい。

考慮するための質問は、下記がある。

- (1) その損傷は、乗員の安全性を損ねたか？
- (2) その損傷は、その艇の帆走性能に対して著しく不利となる影響を与えたか？
- (3) その損傷の修理費が、その艇の市場価値に影響するほどに大きくなりそうか？
- (4) その損傷を修理した後、その艇の価値が著しく減少しそうか？

ケース 142

規則 62.1(b) 救済

艇が、他艇の第 2 章の規則に違反した行動によって生じた傷害または物理的な損傷のために救済要求する場合、その艇は傷害または損傷の原因となった他艇を抗議する必要はないが、救済要求の審問の最中に他艇が第 2 章の規則に違反したとプロテスト委員会が結論付けない限り、その要求はうまくいかないだろう。

【事実】

艇 X は、自身に何の落ち度もなく、艇 Y の第 2 章の規則に違反した行動によって生じた傷害または物理的な損傷のために得点が明らかに悪くなったとして、規則 62.1(b)に基づき救済要求した。

【質問】

X は救済の要求を補強するために、Y を抗議する必要があるか？

【回答】

抗議が、艇が第 2 章の規則に違反したことを立証するのに最も良い方法であるとしても、X は Y を抗議する必要はない。ただし、X が傷害または物理的損傷を引き起こしたインシデントの後で Y を抗議し、Y が第 2 章の規則に違反したとプロテスト委員会が認定した場合には、X は、Y の第 2 章の規則違反を立証するための抗議の結果を明らかに示すことができる。

基本原則であるスポーツマンシップと規則には、X の乗員を含む全ての競技者は規則を守らせると記載されているが、規則 62.1(b)に基づく救済の資格を得るために X が Y を抗議することを、規則は求めている。

X が Y を抗議しないで、その救済の審問中の証言でプロテスト委員会が、Y は第 2 章の規則に違反したと結論付けた場合には、X の救済要求は成功することができる。プロテスト委員会がその結論とするだろう証言の例を示す。

- Y の乗員が証人と呼ばれ、その証人からの証言により、プロテスト委員会が、Y が X とのインシデントにて第 2 章の規則違反を認めてペナルティーを履行したと結論付けた。
- Y の代表者が、X とのインシデントでの第 2 章の規則違反により適切なペナルティーを履行したか、またはそのレースをリタイアし、レース・オフィシャルに対して規則違反を認めるサインまたは報告したと、競技役員が述べた。
- その他、プロテスト委員会が、Y は X とのインシデントにて第 2 章の規則に違反したとの結論を導く証言。

ケース 143

規則 70 各国連盟への上告と要請

規則 75 レースへの参加

規則 89.1 主催団体、レース公示、競技役員任命：主催団体

レースの主催団体が規則 89.1 にて特定された団体ではない場合、審問の当事者は上告することができない。

【事実】

その主催団体は、開催地の各国連盟のメンバーではなく、つながりも関連もなかった。レース公示と帆走指示書には、セーリング競技規則 (RRS) に定義された規則を適用すると記載されていた。艇 A は第 2 章の規則に基づき艇 B を抗議した。後に、A は規則 70.1(a) に基づきプロテスト委員会の判決に対して開催地の各国連盟に上告した。

【裁決】

規則 89.1 は、セーリング競技規則 (RRS) を適用するレースに対し、主催団体となる認定された団体のタイプを示している。そのレースの主催団体はクラブであったが、そのクラブはその開催地の各国連盟の加盟団体ではなかった。したがって、そのクラブは規則 89.1(c) に基づく有効な主催団体ではなく、規則 89 の他の規則に基づく有効な主催団体でもなかった。

規則 70.3 は、A の上告は「規則 89.1 に基づき主催団体が関係する各国連盟」に提出しなければならないことを求めている。この規則 70.3 の求めに応じる各国連盟は存在しなかった。したがって、プロテスト委員会によるこのレースに対する判決は、規則 70 に基づきその開催地の各国連盟または、どの各国連盟であったとしても上告される資格はなかった。

これらの理由により、開催地の各国連盟は、A の上告を断った。

【追加コメント】

以下のコメントは、協議事項である。このケースとは直接関係ないにしても、ケースから提起される関連事項である。

規則 75.1 は、艇をレースに参加する人は、World Sailing 加盟の各国連盟またはクラブのメンバー、またはその各国連盟に加盟するその他の団体のメンバーのいずれかであることを求めている。また、艇がクラブまたは団体によって参加する場合には、そのクラブまたは団体はその各国連盟に加盟していることが求められる。

規則 75.2 は、競技者が World Sailing 規程 19 (資格規程) に従うことを求めている。規定 19.20(d) は、規則 89.1 に従っていない大会は「禁止大会」と記載している。A が、非加盟クラブが主催するレースに参加する場合、多分故意ではないが、その艇は規定 19.20 に定義された禁止大会に参加することになる。そのような大会で競技することは、その競技者が他の大会で競技する資格に対し、

深刻な結果を招くだろう(規定 19.19(a)(u)参照)。

クラブまたは団体が主催する大会で競技しようとするセーラーが、そのクラブまたは団体が開催国の各国連盟に加盟していないと気付いた場合には、そのセーラーは、そのクラブまたは団体に対し、大会前に各国連盟の加盟団体と一緒にいるか、または自身が加盟するように促すか、またはせいぜいその大会の主催団体になってくれる加盟団体を探すのがよい。

CAN 2018